

基金情報

No. 81

平成20年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成20年度・主要事業概況

事 項	9月末数	対前月増減数	事 項	9月末数(累計)	
事業所数(件)	238	0	年金掛金	調定額(円) 869,858,628	
加入員数(人)	男子	5,259	-3	取 納 額 (円)	861,286,412
	女子	2,227	4	取 納 率	99.01%
	計	7,486	1	事務費掛金調定額(円)	34,738,188
平均標準給与月額(円)	男子	345,165	1,763	資産運用	信託資産額(時価) 284億1,802万円
	女子	231,855	1,092	修正総合利回り	-5.30%
	計	311,456	1,507	ベンチマーク差	0.20%
受給者数(人)	5,789	-2	慶弔金の支給件数・金額	28件37万円	
平均年金額(円)	491,380	716	年金相談件数	426件	

事業主
の皆様へ

適正な記録管理のため届書「128条
その1」の提出にご協力ください

当基金では、平成20年10月20日付通知「届出事項の突合について」において、届書「厚生年金保険法第128条の規定による通知書(その1)」の提出についてお願いいたしました。

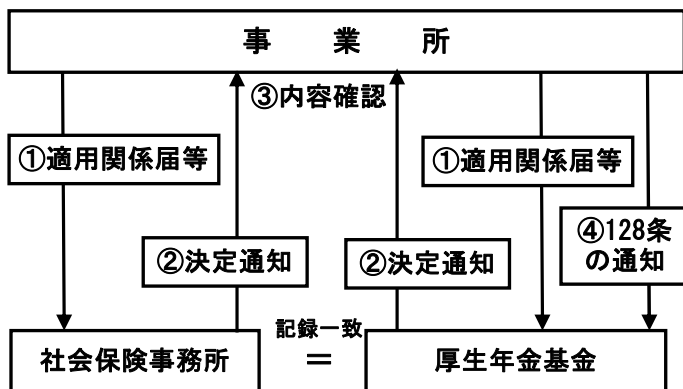
この届書は、基金の年金が国の老齢年金を一部代行していることから、社会保険事務所と基金の記録が相違していないか確認し、将来適正な給付を行うため、厚生年金保険法第128条において、義務付けられているものです。

来年以降、基金の記録と国の記録の突合作業が始まり、その上でも大変重要な届出となりますので、事業主様、ご担当者様にはこれまで以上のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【128条の通知書による記録突合とは】

事業主様は、従業員の資格取得、喪失、その他の各種届を社会保険事務所と基金に提出し、その後それぞれから、その従業員について決定の通知を受けます。その際に、社会保険事務所の決定通知と基金に届出した記載事項の内容に相違がある場合は、その相違事項を128条の通知書に記載し、基金に届出いただきます。

本来であれば、届出の都度相違の有無について届出いただくこととなっていますが、事業主様などの利便を考慮し、年1回10月までにご提出いただきました届出に基づきリストを作成し、その内容が社会保険事務所に届出した内容と相違ないかご確認いただくこととしています。(※相違事項がない場合でも、相違ない旨基金に届出いただきますようお願いいたします。)



- ① 社会保険事務所と基金へ適用関係書類等を提出
- ② 社会保険事務所と基金では、届書に基づき処理し、「決定通知書」を事業所に送付
- ③ 社会保険事務所と基金から送付された決定通知書の内容が一致しているか事業所にて内容確認
- ④ 128条の通知書は、毎年10月中旬に発送しておりますが、決定通知書の内容確認し相違があった場合は、その都度、基金へお電話にてご連絡くださいようお願いいたします。

社会保険庁
だより

「ねんきん特別便」の回答状況

社会保険庁では、3月までの「名寄せ特別便」の後、4月から全受給者、6月から全加入者への「全員特別便」を送付している。

9月末での回答状況は以下のとおりで、加入者からの回答は3割となっています。

正確な年金受給のため、まだ回答されていない方は、ご自身の加入記録等を確認し、ご回答いただきますようお願いいたします。

【9月末の回答状況】

■名寄せ特別便(3月までに送付)

約1,030万人に送付

回 答：63.5%

(受給者：約248万人、加入者：約407万人)

未回答：31.2%

(受給者：約52万人、加入者：約270万人)

未到達：5.3%(約53万人)

・回答があったうちの「記録訂正あり」と回答した件数

受給者：約248万人のうち102万人

加入者：約407万人のうち293万人

■全受給者特別便(4月～5月に送付)

約3,395万人に送付

回 答：74.0%(約2,511万人)

未回答：25.6%(約868万人)

未到達：0.4%(約16万人)

・回答があったうちの「記録訂正あり」と回答した件数

受給者：約2,511万人のうち約229万人

■全加入者特別便(6月～10月に送付)

約4,386万人に送付

回 答：31.4%(約1,376万人)

未回答：66.3%(約2,909万人)

未到達：2.3%(約101万人)

・回答があったうちの「記録訂正あり」と回答した件数

加入者：約1,376万人のうち約108万人

*全加入者特別便については、9月末の状況のため10月末までに送付している第1号・第3号分や共済年金分の約2,062万人は除いて算出しています。

また、加入者への特別便は送付して間もないことなどから回答数は3割程度となっています。

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から今後は書面にて回答させていただきます。

また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。

年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方へ、将来、連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。

年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。**

この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。

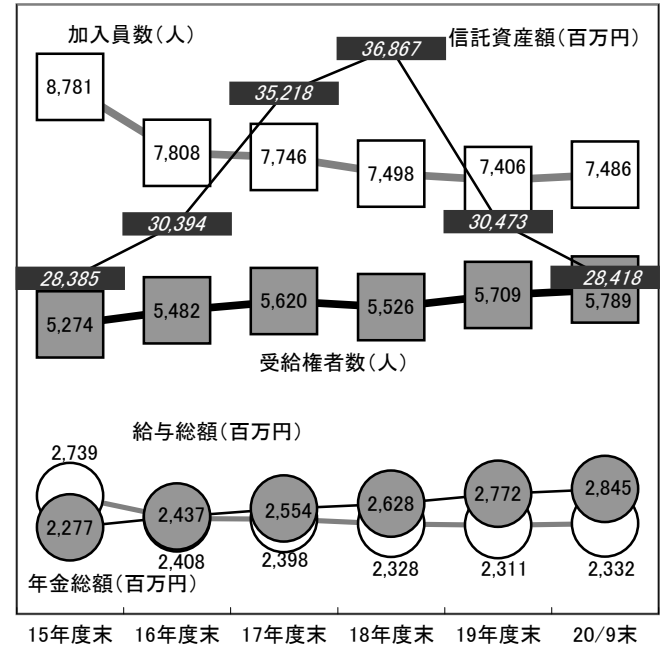
（振替日は28日となります。）

（※）一部の金融機関は除きます。

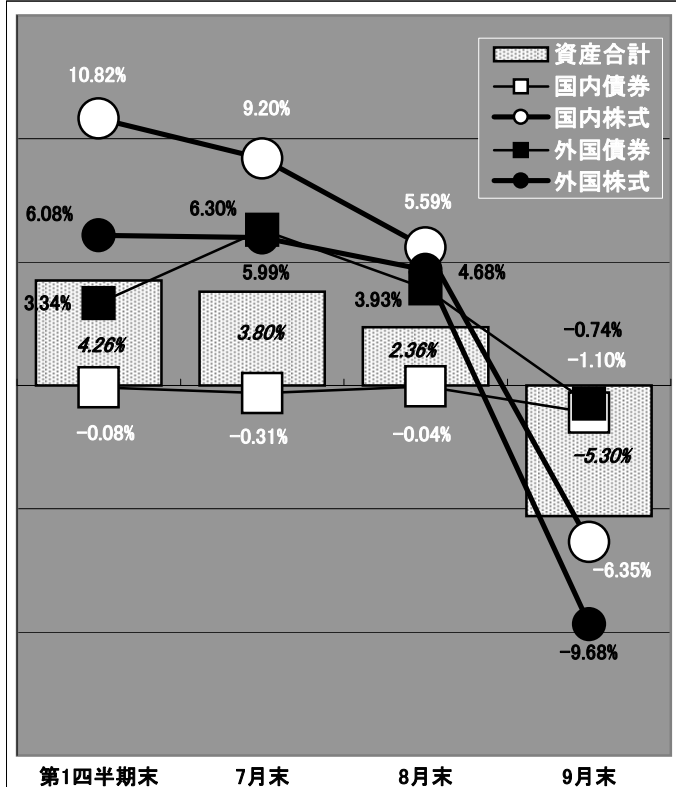
詳しくは当基金までお問合せください。

***10月分の掛金納入期限は、12月1日となりますので、ご協力お願いいたします。**

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮方お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskn.com>